

令和 8 年度普及活動スマート化業務仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度普及活動スマート化業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 目的

宮城県（以下「発注者」という。）では、農業改良普及センターにおいて、農業者への現地指導、相談対応、実証ほ場管理等の普及活動を実施している。現在、活動記録や農業者情報は事務所ごとに Word、Excel 等を用いて個別に管理されており、活動記録の様式や管理方法が統一されていない。また、活動記録と農業者情報が関連付けられていないことから、過去の支援履歴の確認、資料作成、集計・分析等に多くの時間を要している。さらに、活動時間についても別途 Excel で管理・集計しており、同じ内容を複数回入力するなど、職員の事務負担が大きくなっている。今後は、人口減少や職員数の減少が見込まれる中においても、農業者に対する質の高い普及活動を継続するため、業務の効率化及び情報共有の高度化を進める必要がある。

本業務では、ノーコード型業務改善基盤を活用し、普及活動の記録及び普及課題に係る情報を一元的に管理できる環境を整備するとともに、現地においてモバイル端末等から入力できる仕組みやデータの検索・集計機能を構築することで、業務効率化及び情報共有の迅速化を図る。また、職員自らが業務内容の変化に応じて業務アプリケーションを改善できる環境を整備することにより、継続的な業務改善及び普及活動の高度化を実現することを目的とする。

4 本業務の位置付け

- (1) 本業務では、本庁及び農業改良普及センター 2 か所程度を対象とし、その結果を踏まえて、令和 9 年度以降の全 9 農業改良普及センターへの展開を検討する。
- (2) 発注者は、令和 8 年 1 0 月末を目途として本業務の効果検証結果を取りまとめる必要があることから、受託者は、1 2 に定める実施工程に従い、対象施設における先行利用を令和 8 年 1 0 月上旬までに開始することが望ましい。

5 用語の定義

本仕様書において「ノーコード型業務改善基盤」とは、次の要件をすべて満たすクラウドサービスをいう。

- (1) 画面、帳票、管理項目、入力チェック等の追加及び変更を、プログラム言語による記述を行うことなく、画面操作又は日本語による指示により実施できること。
- (2) (1) に掲げる変更を、発注者の職員が自ら実施できること。受託者への都度の発注を要しないこと。
- (3) 利用者ライセンスについて、登録利用者数と同時接続数を分けて設定するなど、利用の実態に応じた費用の調整が可能であること。
- (4) 標準的な Web ブラウザ及びモバイル端末（iPadOS 又は Android）から利用できること。
- (5) 日本語による問合せ対応及び技術サポートを受けられること。

6 利用環境等の前提条件

- (1) 本業務で構築する環境は、インターネット経由で利用するクラウドサービスとする。
- (2) 利用する端末は、庁内ネットワークに接続された職員用パソコン及び現地活動において使用するモバイル端末（タブレット等）とする。
- (3) 前号のモバイル端末は、本業務とは別に発注者が調達する。受託者は、当該端末から本システムを利用するために必要な設定内容について、発注者に助言すること。
- (4) 発注者が準備するタブレット端末を用いて、接続の確認を行うこと。

- (5) モバイル端末の紛失又は盗難が生じた場合の対策（遠隔でのデータ消去、パスコードの設定、閲覧できるサイトの制限等）について、必要な措置を発注者に助言すること。

7 取り扱う情報の範囲

- (1) 本業務で構築する環境において取り扱う情報は、次のとおりとする。
- ア 普及活動の記録
 - イ 活動の対象となる農業者及び関係機関の情報
 - ウ 普及課題に係る情報
- (2) (1)に掲げる情報には個人情報が含まれる場合がある。受託者は、9に定めるところにより適切に取り扱うこと。
- (3) 取り扱う情報の範囲の詳細については、発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

8 情報セキュリティに関する要件

本業務で利用するクラウドサービス及び当該サービスを提供する事業者は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものであること。

- (1) 当該サービスを提供する事業者が、当該サービスの運用を適用範囲に含む ISO/IEC 27001 の認証を取得していること。
- (2) 前号の適用範囲について、ISO/IEC 27017 に基づくクラウドサービスセキュリティに係る認証を取得していること。
- (3) 利用者の認証について、ID 及びパスワードに加え、ワンタイムパスワードを用いる方式その他の多要素認証に対応していること。
- (4) アクセスできる端末を、接続元 IP アドレスにより制限できること。
- (5) 利用者又はグループの単位でアクセス権限を設定できること。
- (6) パスワードについて、文字種及び文字数を設定できること。
- (7) 利用状況及び不正アクセスの有無を確認することができるログを取得できること。
- (8) 通信経路が暗号化されていること。
- (9) 保存されるデータについて、暗号化その他の適切な保護措置が講じられていること。
- (10) 契約終了時において、データを発注者に返還し、又は復元することができない方法により消去することができること。

9 秘密保持及び個人情報の取扱

- (1) 秘密の保持
受託者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 個人情報の取扱について
受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）及び契約書別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (3) 情報セキュリティ
受託者は、契約書別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。情報セキュリティに関する事故又はそのおそれを認知したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。
- (4) 蓄積されたデータの取扱い
受託者は、蓄積されたデータが、基盤サービスの提供事業者その他の第三者により目的外利用されないことを確認すること。

10 委託業務内容

受託者は、3に定める目的を達成するため、ノーコード型業務改善基盤を活用し、普及活動に係る業務改善を実現するための環境構築、業務アプリケーションの開発、データ移行、技術的助言及び運用支援を実施するものとする。具体的な業務は次のとおりとする。

なお、発注者は、契約締結後速やかに、現行の活動記録の様式及び管理項目を整理した資料を受託者に提供する。

(1) 業務分析及び項目設計の支援

受託者は、発注者が提供する現行の活動記録の様式を基に、対象となる農業改良普及センターにおいて共通して使用できる標準項目を、発注者と協議のうえ設計すること。センター固有の運用に伴う差異は、自由記述欄等により吸収する方法等を提案すること。

(2) ノーコード型業務改善基盤の利用環境構築

ノーコード型業務改善基盤を利用するために必要なライセンス調達及び利用環境の構築を行うこと。

利用者管理、アクセス権限設定、セキュリティ設定等を実施し、継続的な利用及び将来的な業務拡大に対応できる環境を整備すること。

セキュリティに関する設定は、8に定める要件及び宮城県情報セキュリティポリシーに適合するよう行うこと。

(3) 業務アプリケーションの構築

7(1)に掲げる情報を一元的に管理できる業務アプリケーションを構築すること。

現場で利用しやすい入力画面や検索機能、集計機能等を備えるとともに、職員が専門知識を必要とせず、継続的に改善できる構成とすること。

(4) 必要なプラグイン又はカスタマイズによる機能追加

業務改善を実現するために必要となるプラグイン、カスタマイズその他必要な機能を実装すること。

(5) 既存データの移行

既存のExcel等で管理しているデータを移行すること。

移行の対象は、発注者が指定する年度から5年間程度の活動記録とし、その範囲及び数量は、契約締結後に発注者と協議のうえ確定する。

(6) バックアップの仕組みの構築

受託者は、蓄積されたデータの定期的なバックアップの仕組みを構築し、取得の頻度、保管する世代数及び復旧の手順を定めて、発注者に提示すること。

(7) 職員研修及び技術的助言

利用者及び管理者に対する操作研修を実施するとともに、職員が自ら業務アプリケーションを改善できるよう技術移転を行うこと。

研修は、対象となる農業改良普及センター及び本庁において実施すること。

(8) 運用支援

事業期間中、業務アプリケーションの運用に必要な技術支援及び改善支援を実施すること。発注者が行う導入効果の確認に必要な利用状況等のデータを提供すること。

1.1 利用者

(1) システム管理者 宮城県農政部農業振興課

(2) システム利用者 宮城県農業改良普及センターその他発注者が指定する所属の職員

(3) 登録利用者数は約40人（対象となる農業改良普及センターの職員及び農業振興課担当班の職員）とする。なお、令和9年度以降、最大132人（9農業改良普及センター）への拡大を想定している。

(4) 同時接続については、対象となる農業改良普及センター及び本庁において、それぞれ常時1以上の接続を確保できる構成とすること。

(5) 同時接続数については、事業の実施状況を踏まえ、発注者と受託者が協議のうえ最適化を図るものとする。

(6) 人事異動に伴う利用者の追加、削除及び権限の変更を、発注者の職員が自ら実施できること。

(7) 登録利用者数及び同時接続数の増減に応じて、費用を調整できる契約形態であること。

1.2 実施工程

受託者は、次の工程を想定して本業務を実施すること。なお、実際のスケジュールは、契約締結後に発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

内容	時期
業務分析及び項目設計、導入前の実態把握への着手	契約締結後 2 週間
活動記録の入力及び検索に係る最小限の構成を構築し、先行利用を開始	令和 8 年 1 0 月上旬まで
先行利用の状況確認及び改善	令和 8 年 1 0 月中旬～下旬
改善、機能の拡張、職員による内製化の支援	令和 8 年 1 1 月～令和 9 年 3 月

1.3 成果物

- (1) 受託者は、次に掲げる成果物を作成し、提出すること。
 - ① 業務実施計画書
 - ② 標準項目定義書
 - ③ システム構成図
 - ④ データベース設計資料（ER 図等）
 - ⑤ 業務アプリケーション設計資料
 - ⑥ 操作マニュアル
 - ⑦ 研修資料
 - ⑧ バックアップ及び復旧手順書
 - ⑨ 業務改善提案書
 - ⑩ 完了報告書
- (2) 成果物は、電子データにより提出すること。
- (3) 業務アプリケーションの定義情報及び蓄積されたデータについて、発注者の求めに応じ、汎用的な形式により出力し、提出すること。

1.4 委託業務の効果

本業務の実施により、次の効果が得られることを期待する。

- (1) 普及活動の記録及び普及課題に係る情報を一元管理できること。
- (2) 現地から入力できることで、帰庁後の入力作業が削減されること。
- (3) 活動履歴を容易に検索・共有できること。
- (4) 集計・分析資料の作成が効率化されること。
- (5) 職員が自ら業務アプリケーションを改善できる環境が整備されること。
- (6) 蓄積したデータの活用に向けた拡張性が確保されること。

1.5 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本業務において、必要な経費（管理費、交通費、宿泊費、印刷費等）は全て本業務委託の費用に含めることとする。
- (3) 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。再委託の手続の詳細は、契約書別記 2「情報セキュリティ特記事項」第 7 によるものとする。
- (4) 本業務により作成された成果物の著作権その他の権利の取扱いは、契約書の定めるところによる。
- (5) 発注者は、本業務の成果を、他の農業改良普及センターへの展開その他の目的のために利用することができる。